

【R8 嘱託登記業務】 入札参加者の皆様へ

昨年度からの主な変更点

○下記の事項が変更となっていますので、競争に参加される皆様におかれましては、当該変更点を十分ご確認の上参加をお願いいたします。

【入札公告・説明書の主な変更点】

1. 品質確保基準価格の導入

・ 予定調達総額が100万円を超え1,000万円以下の業務において、新たに「品質確保基準価格」を設定しました。品質確保基準価格を下回る価格で入札があった場合、低入札調査と同様の内容で審査・評価を実施し、当該落札価格によって品質を確保した適正な業務が確実に行われると認められた場合を除き、履行体制の強化を実施します。

2. 基準単価方式の導入

・ 予定数量表の種別のうち総額（予定単価×予定数量）の最も大きい項目の単価を基準単価とし、入札金額は基準単価項目の単価を記載することになります。また、基準単価項目以外の単価は、基準単価を基に単価比率により算出します。

3. 電子調達システムの導入

・ 電子調達システムを導入しました。なお、従前どおり紙入札により参加することも可能です。

4. 歩掛見積に関する取扱いについて

・ 歩掛がない項目について、入札公告時に競争参加資格確認申請者に対して、歩掛見積を徴収することとし、歩掛見積書は証明書等の一つとしました。歩掛見積書の提出がない場合、競争参加資格が認められませんので、ご注意ください。